

◎挨拶

(会長挨拶)

◎開 会

議 長 それでは、ただいまから第9回農業委員会総会を開会いたします。

◎議事録署名委員指名

議 長 3の議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議 長 それでは、5番、萩原明美君、6番、十河京子君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、三沢翔吾君を指名いたします。

◎議案第1号

議 長 次に、4、議題、議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号、農用地利用集積計画の決定について説明申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。

議案第1号、農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和2年11月30日付で別添の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により決定を求める。

令和2年12月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容につきましては、岡部課長補佐より説明いたします。

議 長 それでは、岡部課長補佐、説明を求めます。

岡部課長補佐 産業振興課の岡部です。よろしくお願いをいたします。

今月上程をいたしました農用地利用集積計画についてご説明をいたします。

お手元の資料の2ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画は、新規案1件となっております。

利用権を設定する貸し手は長岡の方、賃貸借及び使用貸借の設定で、農地の所在は長岡字梨子木平2030の4番ほか1筆、現況地目は畑、面積は合計で2,791平米となっております。借り手は長岡の方で利用目的は普通畑利用、タマネギを作付けする予定とのことです。貸借期間は令和3年1月1日より3年間で、令和5年12月31日までとなっております。

また、3ページに計画書の写しのほうを添付しておりますので、ご確認のほうをお願いいたします。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、榛東村農業委員会の意見を求めます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長 ただいま、議案第1号について事務局の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

11番、高橋君。

高橋委員 11番、農業委員、高橋です。

この案件は、新規とあるんですけども更新ではないでしょうか。確認なんですけれども、すみません。

議長 事務局。

岡部課長補佐 説明で、すみません。当該農地の借り手につきましては、3年前から新規で借りていたんですけども、本来であれば、先月切れていまして、先月の委員会で更新ということで上がるわけだったんですけども、ちょっと先月、書類が間に合わなかったのが、今回改めて新規で手続を行うということになります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長 ほかに、何か意見ございませんか。

岩田委員 この案件については私に関係のある事案ですので退席させていただきます。

議長 岩田委員の退席を認めます。

(岩田 弘農地利用最適化推進委員退席)

それでは、会議を再開します。

ほかに、何か意見ございませんか。

推進委員、4番の小山君。

小山委員 推進、4番の小山でございます。

先ほど、この案件については先月で切れていて、新規というような形になるという話をされたんですけども、更新であればあれなんですけれども、新規の場合については、できれば本人が農業委員、推進委員という形の中であれば、中央管理機構を通

して貸し借りをさせていただくのがベストかなということで、何か、そこを通すとまずい問題でもあるんであれば教えていただければと思います。

議長 事務局。

岡部課長補佐 すみません、ちょっとそこについては、確認はしてないんですけども、3年間というところだったので、中間管理機構を通さないような形でやらせていただくようなことです。

以上で説明を終了させていただきます。よろしく願いいたします。

議長 ほかに、何か意見ございませんか。

9番、安藤君。

安藤委員 9番、農業委員、安藤です。

この問題で、ちょっと自分も納得いかないなと思ったのは、3区にいます萩原さんという人がいるんですけども、その人の畑も大分借りているんですけども、そちらのほうは全然この場に出てこないんですけども、何か、自分には納得いかないんですけども。

議長 事務局。

岡部課長補佐 3区のほうは、正式に出てきてないというか、本来であれば料金設定なりをしていただければと思うんですけども、こちらのほうも書類が出てこないことには、どうしても進めようがありませんので、ご本人には、貸し借りするんであれば正式に手続をしてくださいということで、指導じゃないですけどもお願いしたいと思っています。

以上で説明を終了させていただきます。よろしく願いいたします。

議長 9番、安藤君。

安藤委員 9番、安藤です。

3区の場所にタマネギを植付けしたんですよ。だから、ちゃんとやっているんじゃないかなと思ったんですけども、ちょっと疑問しています。山本さんところは、タマネギを植えたんだか、わかんないですけども、3区の場合はタマネギを植えました。

議長 8番、松下君。

松下委員 8番、農業委員の松下です。

今、岡部担当のほうから説明があるように、これは3区のほうではそういうふうに、地元の委員さんですから、よく畑のことは存じ上げているという形なんでしょうけれども、当該者から申請が出ない以上は、こちらからどうこうということはなかなか難しいんじゃないですか。我々は、それほどの権限はないと思うんですけども、いか

がでしょうか。

議長 7番、推進委員の小川君。

小川委員 7番、推進委員の小川です。

借受人については、このほかにも土地を借りているということらしいんですけれども、借受人については推進委員という立場がありますんで、推進委員は、農地の集積・集約に取り組むということは最重要課題とされていますんで、ぜひ、もしそういうののであれば、岩田さんにもよく話してもらって、農業委員会なり、あるいは先ほど言ったように、中間管理機構を通して貸し借りをしてもらえればいいんじゃないかと思うんですけれども、以上です。

議長 ほかにも、何か。

事務局。

岡部課長補佐 委員の皆さんからご意見いただきましたので、3区の土地については、もう一度調べてみまして、経営移譲年金とか、そういった関係も、もしかするとあるかもしれませんので、その辺を調べて手続するのであれば、中間管理機構を通すような形で、当事者の方にお話しをして進めていきたいと思っておりますので、すみません、よろしく願いいたします。

議長 それでは、採決に移ります。

議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することとします。

オカベ君、退席を認めます。

(岡部課長補佐退席)

(岩田 弘農地利用最適化推進委員着席)

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局長説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号1について、説明申し上げます。

議案書4ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

番号1、図面番号1、農地の所在は大字山子田字申府1748の4、地目は登記簿、畑、

現況、宅地となっております。面積は188平米、申請人は山子田の方で、職業は会社員、転用目的は庭用地でございます。転用理由は、現在隣接地にあります住宅と一体で利用しており、このたび是正したく申請しますというものでございます。備考ですが、農振除外済み、農用地区分、2種用地、追認案件となっております。

以上で番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員、柳岡です。

ただいまの案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。

現地確認調書の2ページから4ページを開いていただきたいと思います。

この図面を見ましても、宅地と一体となって使用しているということでございます。何ら問題はないと思われますので許可相当かと思えます。ご審議のほうよろしく願います。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに、何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号1は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書5ページを御覧ください。現地確認調書は6ページからとなります。

議案第3号、番号1について、説明申し上げます。

番号1、図面番号1、農地の所在は大字長岡字西帝972の2番地、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は1,723平米でございます。権利関係は所有権移転売買、譲渡人

は渋川市の方で、職業は農業、譲受人は長岡の方で、職業は自営業、転用目的は太陽光発電施設用地、施設等につきましては、太陽光パネル380枚、49.5キロワットでございます。転用理由につきましては、譲受人は近年の環境問題や資源問題などから太陽光エネルギーに関心を持ち、申請地を譲り受けて太陽光発電施設用地として利用したく申請しますというものでございます。また、譲渡人は、譲受人の申し入れに応じ、譲り渡したいというものでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地、宅地開発審議案件、継続審議案件となっております。

以上で番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

9番、安藤君。

安藤委員 農業委員、9番、安藤です。

ただいま事務局長より説明がありました5条の申請につきましては、備考にありました11月の継続審議案件ということでありました。

現地説明書では6ページ、7ページ、8ページです。

工事をする事業者の方は11月の農地相談に来て、いろいろお話しをしてもらいました。その中で、北側に素掘り側溝を作り、南側のフェンスを50センチ、隣地と離して作るという計画になりました。

私としては、許可相当と思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに、何か意見ございませんか。

8番、松下君。

松下委員 8番、農業委員の松下です。

地元の委員さんが説明するように、また事務局のほうから説明があったように、11月からの継続審議案件ということですよ。

今度、図面が訂正されまして、農業委員会が懸念していたところがある程度改善が見られたということですので、私も、地元の委員さんと同様に許可相当かと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議長 ほかに、何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号1は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、番号2番について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 番号2について説明申し上げます。

番号2、図面番号2、現地確認調書につきましては10ページを御覧ください。

農地の所在は大字山子田字中野2001の1番地、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は458平米、利用関係でございますが、所有権移転売買、譲渡人は吉岡町の方で、職業は主婦、譲受人は高崎市の方で会社員、転用目的は一般住宅用地、施設等につきましては、一般住宅が105.99平米となっております。転用理由につきましては、譲受人は現在高崎市内でアパート暮らしをしております。子供の成長に伴い手狭となったため、自宅を新築したく適所を探していたところ、譲渡人と話がまとまりましたので申請しますとのことでございます。また、譲渡人は譲受人の申し入れに応じ、譲渡したいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地でございます。

以上で番号2の説明を終わります。

議長 番号2について、事務長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員、柳岡です。

ただいまの案件につきましては、事務局長が説明したとおりでございます。

現地確認調書の10ページ、11ページ、そして12ページ等、見ていただきたいと思っております。

3方向は道路に囲まれており、雑排水は北側の道路側溝に排出ということでございます。また、雨水は自然浸透で、東側の農地に面したところは1メートルの擁壁ということでございますので、許可相当かと思っております。ご審議のほうをよろしく願いいたします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに、何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号2は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号2は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、番号3番について、事務局長説明を求めます。

事務局長。

事務局長 番号3について、説明申し上げます。

番号3、図面番号3、現地確認調書は13ページからとなっております。

土地の所在は大字山子田字倉海戸136の1番地、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は908平米でございます。利用関係は使用貸借、貸付人は山子田の方で、職業は会社役員、借受人は山子田の方で、職業は土木工事業、転用目的は露天資材置場及び事務所用地、施設としましては、事務所が49平米でございます。転用理由につきましては、借受人は村内で土木工事業を営んでおります。業務拡大に伴い、土砂の置場が不足しておりました。このたび、申請地を資材置場として利用したく申請します。また、北側に建設している事務所が申請地にはみ出しており、このたび是正したく申請しますというものでございます。また、貸付人は借受人の申し出に応じ、貸したいとこのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農用地区分は1種農地、追認案件でございます。

以上で番号3の説明を終わります。

議長 番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進、2番、小谷野君。

小谷野委員 推進、2番、小谷野です。

ただいま、事務局長のほうから説明いただきました議案第3号の3番の申請につきまして、現地調書は13ページからになります。

権利種目は使用貸借です。申請目的は露天の資材置場と事務所用地です。

まず、露天資材置場につきまして、申請理由につきましては、借受人の方は土木業を営んでおりまして、業務拡大に伴いまして資材の置場が不足してまいりました。そこで、現在所有しております駐車場の南側の土地を資材置場として利用したいとこのことです。雨水につきましては地下浸透となります。西側に畑があるんですけれども、そこが日影になったり、作物に対しての影響はないと思われまして。

私としては問題ないと思いますので、ご審議いただきたいのと、あと1点、事務所用地につきまして、これは15ページになるんですけれども、申請地の4分の3ぐらい、ちょっと入ってしまっているんですけれども、譲渡人の方も大変申し訳ございません

ということで、事務局のほうに始末書のほうを提出いただき、深く反省している次第でございます。その辺をお酌み取りいただきまして、ご了承のほうをいただきたいと思います。露天資材置場と合わせまして、ご審議のほうをいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 ただいま地元の委員さんから、許可相当との説明がございました。
ほかに、何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。
番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号3は原案のとおり許可相当とします。
以上、番号3は許可相当として、知事に意見書を送付します。
次に、番号4番について、事務局長説明を求めます。
事務局長。

事務局長 番号4について、説明申し上げます。

番号4、図面番号4、現地確認調書は16ページからとなります。

土地の所在は大字山子田字川端564の1、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は931平米、権利関係は使用貸借でございます。貸付人は山子田の方で、職業は会社役員、借受人の方は山子田の方で、職業は土木工事業、転用目的につきましては露天資材置場用地、転用理由につきましては、借受人は村内で土木工事業を営んでおります。現在、申請地南側を資材置場として利用しております。業務拡大に伴い、資材置場が不足しているため、申請地を資材置場として利用したく申請しますというものでございます。また、貸付人は借受人の申し出に応じ、貸したいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農用地区分は2種農地。

以上で番号4の説明を終わります。

議長 番号4について、事務局長の説明が終わりました。
何か意見ございませんか。

推進、2番、小谷野君。

小谷野委員 推進、2番、小谷野です。

ただいま、事務局長のほうからご説明いただきました議案第3号、4番の申請につきまして、現地確認調書、16ページからになります。

権利種目は使用貸借となります。使用目的につきましては露天の資材置場となります。申請理由につきましては、借受人の方は土木業を営んでおりまして、業務拡大に

伴いまして資材置場の不足ということになりました。そこで、現在使用しております北側の土地を資材置場として利用したいとのことです。雨水につきましては地下浸透となります。住宅地の外れにありまして、隣接する農地もありませんので、私としては問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま地元の委員さんから、許可相当との説明がございました。

ほかに、何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号4について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号4は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号4は許可相当として、知事に意見書を送付します。

◎議案第4号

議長 次に、議案第4号 非農地証明願（地籍調査に関する地目変更登記）についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案書7ページを御覧ください。

議案第4号について説明申し上げます。

非農地証明願（地籍調査に係る地目変更登記）について、榛東村長から、令和2年12月1日付で別添の非農地証明願（地籍調査に係る地目変更登記）の依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項第3号の規定により決定を求める。

令和2年12月10日、榛東村農業委員会会長。

以下、内容につきましては三沢書記より説明をさせていただきます。

議長 それでは、三沢書記、説明を求めます。

三沢書記 それでは8ページを御覧ください。

非農地証明書の交付について、こちら、毎年、秋口に建設課のほうで調査を行っております地籍調査の結果に伴いまして、登記地目と現況地目を調べさせていただいたところ、現況とそぐわないということで、今回交付の申請が出ております。

なお、一覧につきましては9ページから10ページとなっております。こちらが榛東村の山子田の第4区と第5区で上がっている案件となっております。合計で59件となっております。こちらの土地につきまして、全て農振が除外されている土地とな

っております。なお、宅地化になった時期も20年以上たっている、もしくは農地転用を済ませており、現況が宅地化として認められるものだけを上げさせていただいております。そのほかに、村であったり、県のほうで公衆用道路となっていたり、ため池として、もう畑として認められないような場所とかを上げさせていただいております。

なお、別添で、冊子でお配りさせていただいております非農地証明調査書、こちらに現地の住宅地図だったり、現地の写真を添付させていただいております。白黒でちょっと見づらいかと思いますが、ご確認いただければと思います。また、A3刷りでお配りさせていただいておりますこちらの書類、こちらが現地の公図となっておりますので、こちらも併せてご確認いただければと思います。

あくまでも違反転用、本人がやった者勝ちにならないように、20年以上宅地並み課税を受けておりまして、仕方ないものだけを上げさせていただいておりますので、皆様の審議をお願いいたします。

議 長 事務局より説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

7番、推進委員の小川君。

小川委員 推進委員、7番の小川です。

ちょっと勉強不足で間違っていたら申し訳ないんですけども、非農地証明、地籍調査して地目を変更するということなんですけれども、これは個人に代わって村がやるということなんでしょうか。

それで、9ページ、10ページにその一覧があるんですけども、備考欄に4条、5条、農地の転用の関係のものもあるわけですね。当然、転用の許可が下りているので、本来であれば個人が地目変更をやると言うんですけども、農地証明、20年以上の期間があるということなんで、これを見たら比較的新しい4条、5条の許可が出ていますんで、その辺の関係はどうなるんでしょうかと思うんですけども。

議 長 事務局。

三沢書記 本来ですと、農転が下りているものにつきましては、所有者の方が速やかにやっただけのが本来でございます。

ただ、今回地籍調査に伴って、こちらは村のほうから、建設課のほうからしても、こちらはすぐに直さなければいけないということで、地籍調査のほうで村のほうから強制的に直すということで、今回の場合、法務局のほうに、この証明書を出す都合上、農地転用が出ているんですけども、一覧に載せてくださいということで、建設課のほうからも依頼がありました。

議 長 推進委員の小川君、よろしいでしょうか。

小川委員　そういうことなのでしょうけれども、面積的にも400平米とか、500平米、結構広い土地もありますよね。多少の少ない面積であれば致し方ないということもあるんでしょうけれども、400平米、500平米の土地を村がやるとかというんじゃなくて、個人にしてもらったほうがいいような気がするんですけども、私の意見としては、
以上です。

議　長　事務局。

三沢書記　そうしましたら、建設課のほうにも次回以降、こういったような形にならないように依頼という形で話はさせていただきます。

議　長　よろしいですか。

（「はい」という声あり）

議　長　ほかに、何か意見ございませんか。
よろしいですか。

（「はい」という声あり）

議　長　それでは、採決に移ります。

議案第4号について、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議　長　全員賛成。よって、議案第4号は原案のとおり承認することとします。
ここで、暫時休憩します。

◎報告事項

◎その他

◎閉会